


## 船舶事故調査報告書

令和3年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	乗組員死亡
<b>発生日時</b>	不明（令和2年11月17日 14時30分ごろ～15時00分ごろ）（死亡時刻：17日16時46分）
<b>発生場所</b>	不明（新潟県村上 <sup>みおもて</sup> 市三面川河口南西方沖）
<b>事故の概要</b>	漁船はやぶさ丸は、操業中、船長が落水して死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	令和2年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 はやぶさ丸、0.8トン NG3-17978（漁船登録番号）、個人所有 5.74m（Lr）×1.78m×0.64m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、 平成元年4月13日 （写真1 参照）</p>  <p>※船外機は取り外されていた。</p> <p style="text-align: center;">写真1 本船の外観</p>
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

	免許登録日 平成9年7月11日 免許証交付日 平成29年3月23日 (令和4年7月10日まで有効)
死傷者等	死亡 1人(船長)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約2m、水温 約18℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、僚船と共にそれぞれの漁場に向け、令和2年11月17日10時00分ごろ新潟県村上市三面川河口の船だまりを出発し、海岸から約200～250m離れた同河口南西方沖の漁場に向かった。</p> <p>本船及び僚船の行う刺し網漁は、高さ約3m、長さ約50～60mの刺し網を2～3か所に仕掛けて一旦船だまりに戻り、約4時間後に漁場に戻ったのち、刺し網の端に取り付き、網が引っ掛からないように船外機を上げ、網の端から手繰って揚収するもので、仕掛けから揚収までを1日当たり数回繰り返すものであった。</p> <p>僚船船長Aは、三面川河口南西方沖の漁場から南方1.5km付近の同河口南方沖の漁場で操業を行っていたところ、近くまで移動してきた船長から、波が高くなってきたので1か所だけしか刺し網を仕掛けられなかった旨の話を聞き、自身の近くで仕掛けるよう促し、近くで刺し網を仕掛け始めた船長を認めたのち、船だまりに戻った。</p> <p>僚船船長Aは、再度14時00分ごろ船だまりを出発し、船長と共に三面川河口南方沖の漁場で操業を始め、14時30分ごろ船長が刺し網を揚収したのちに漁場を離れたので、船長が午前中に仕掛けた同河口南西方沖の漁場に向かったものと思った。</p> <p>僚船船長Aは、操業を終えて帰航を始め、14時45分ごろ本船が三面川河口南西方沖付近にいるのを見掛け、これから刺し網を揚収するものと思い、そのまま帰航を続けて船だまりに戻り、着替えていたところ、帰航中の僚船船長Bから、15時00分ごろ無人で航行している本船を発見した旨の電話連絡を受けた。</p> <p>僚船船長Aは、所属する漁業協同組合の担当者に連絡して海上保安庁への通報を依頼し、ちょうど船だまりに接岸した知人のプレジャーボートの船長と共に船長の捜索に向かったものの、波が高くて捜索が困難であったので、船だまりに戻った。</p> <p>本船は、僚船船長Bによって船だまりまでえい航された。</p> <p>僚船船長Aは、船長の行方不明の知らせを聞いて船だまりにいた船長の家族と共に車に乗り、海岸沿いに船長の姿を探していたところ、15時30分ごろ海岸に船長の長靴を発見し、その海岸沖を泳いでいる船長を発見した。</p> <p>船長は、15時12分ごろ118番通報を受けて到着した海上保安</p>

	<p>庁のヘリコプターによって16時02分ごろ救助され、16時35分ごろ病院に搬送されたものの、16時46分死亡が確認された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>僚船船長A及び船長の家族によると、本事故発生前、船長の体調に異常があるようには見えなかった。</p> <p>三面川河口から南方の沿岸には、潜堤や防潮堤が多数存在し、三面川河口南西方沖の漁場は、周辺の漁場に比べて水深が浅く、外洋にうねりがある場合に隆起した波が発生することがあった。</p> <p>船長は、救助された際、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、14時30分ごろ三面川河口南方沖で船長が僚船船長Aに目撃された後、15時00分ごろ三面川河口南西方沖で僚船船長Bに無人で航行しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、海岸沖で泳いでいるところを発見されたことから、海岸に向けて泳いでいる間に溺水したものと考えられる。</p> <p>船長が、救助された際に救命胴衣を着用していなかったことは、船長が溺水するに至ったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、三面川河口南西方沖で操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業従事者は、小型の船舶で浅礁域において操業する際は、付近の波浪状況を確認し、波高が高い場合には操業を中止すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板にあるときには常に救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

